

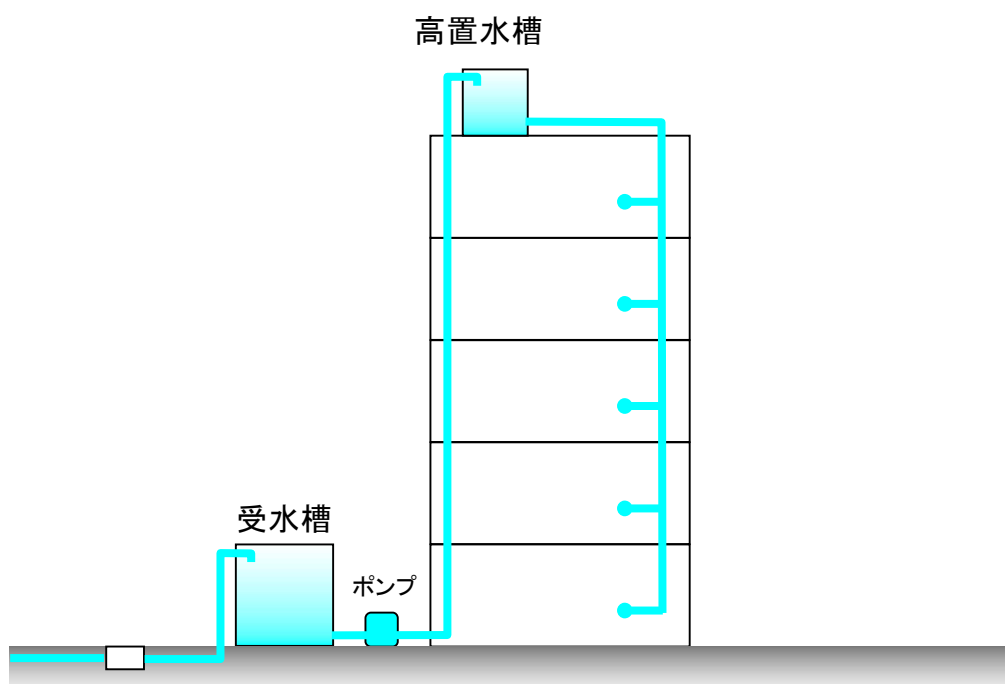
貯水槽水道について

1 貯水槽水道の区分

市の水道から供給される水道水をいったん受水槽に貯めてから、ポンプや高置水槽で給水する方式を「貯水槽水道」といいます。貯水槽水道は、受水槽の容量により、下表のように区分されます。

区分	受水槽の有効容量	管理・検査	届出など
簡易専用水道	10 m ³ 超	水道法により、管理や検査等が義務づけられています。	設置、変更、廃止、承継等、市への届出が必要です。また、水道（給水装置工事）の申込み（新設・改造）が必要です。
小規模貯水槽水道	10 m ³ 以下	市の条例等で、管理や検査に努めなければならぬとされています。	設置、変更、廃止の場合は、水道（給水装置工事）の申込み（新設・改造）が必要です。

※ 有効容量…受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留される水の量で、受水槽において適正に利用可能な容量のこと。複数の受水槽がある場合、その合計が有効容量となります。



2 貯水槽水道の管理

① 水槽の清掃

1年以内ごとに1回、定期的に清掃を実施することが必要です。

② 施設の点検

有害物、汚水などにより水が汚染されるのを防ぐため、水槽などを定期的に点検することが必要です。

③ 水質検査

水の色、濁り、臭い、味など異常がある場合には、水質検査を行うことが必要です。

④ 給水停止

人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、直ちに給水を停止するとともに、その水を使用することが危険であることを、水の利用者や市など関係者に周知することが必要です。

⑤ 法定検査

1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた「登録検査機関」の検査を受けることが必要です。(有料)

※ 以上は、簡易専用水道(受水槽容量10^m超)に適用される水道法で義務付けられている項目ですが、小規模貯水槽水道(受水槽容量10^m以下)についても、これに準じた管理をお願いします。

3 お問い合わせ先

簡易専用水道の届出に関すること 環境課環境対策係 電話 21-5541

貯水槽水道全般に関すること 給排水サービス課給水係 電話 65-5263